

参考資料

1. 色彩について	79
2. 用語解説	83

1. 色彩について

(1) 色彩の基礎知識

景観計画では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、日本工業規格（J I S）にも採用され、多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という 3 つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

しきそう
■色相

色相は、いろあいを表します。10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。

めいど
■明度

明度は、あかるさの度合いを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。

さいど
■彩度

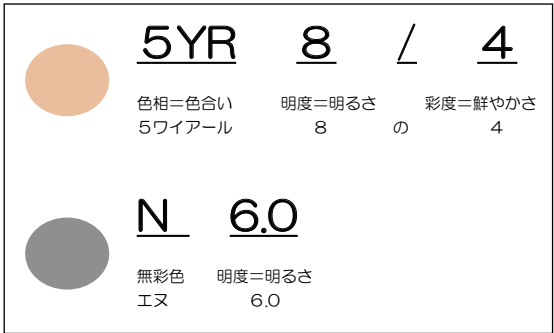
彩度は、あざやかさの度合いを 0 から 14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰などの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は 16 程度です。

■マンセル値(マンセル記号)

マンセル値は、色彩の 3 つの属性（色相、明度、彩度）を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号のことです。



図：マンセル表色系のしくみ

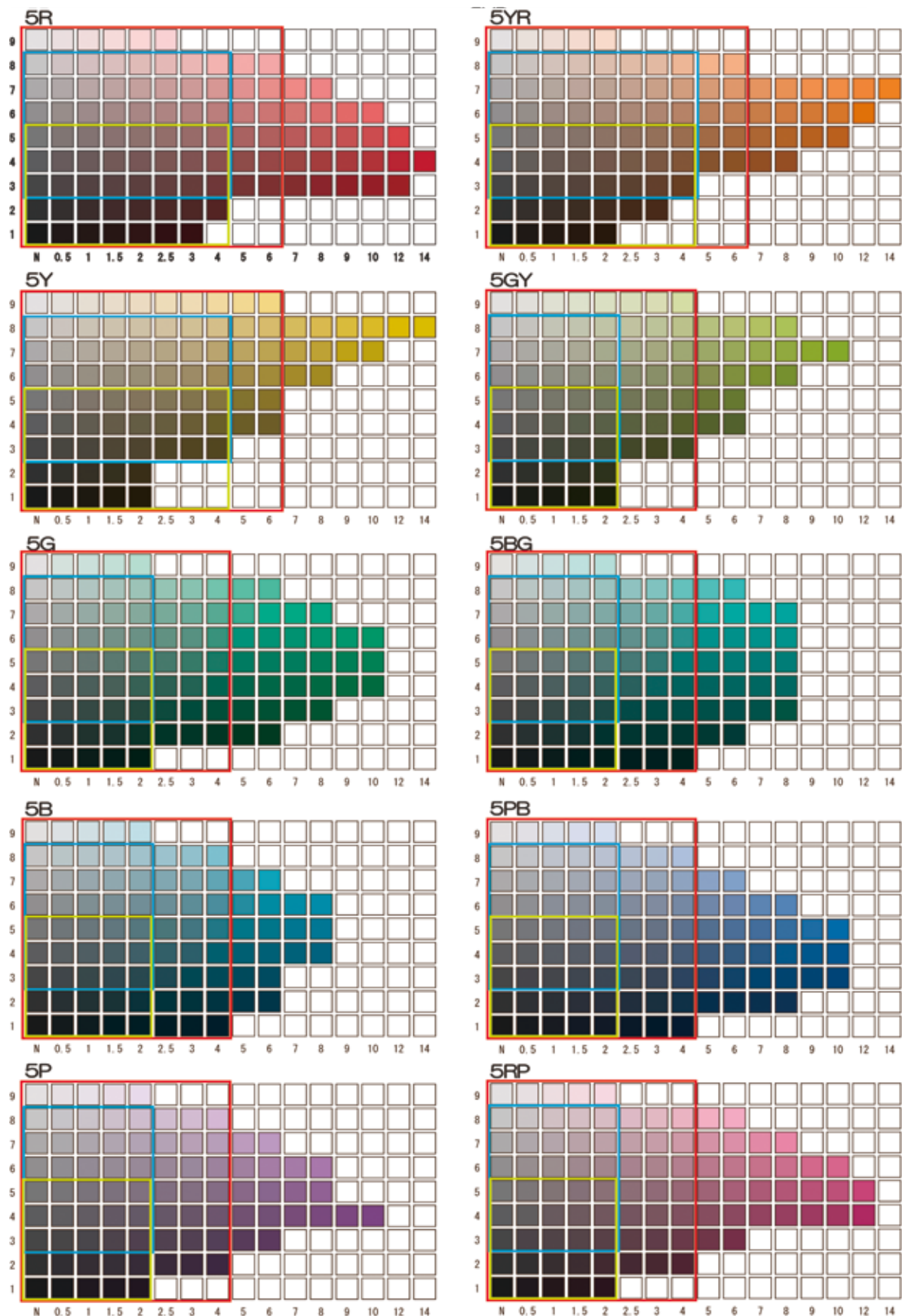


図：マンセル記号による色彩の表し方と読み方

(2) マンセルカラーチャートを用いた具体的な色の例

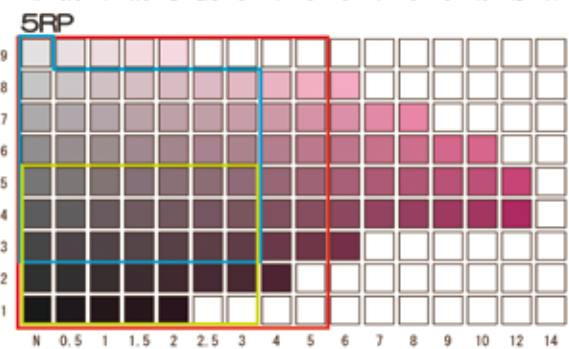
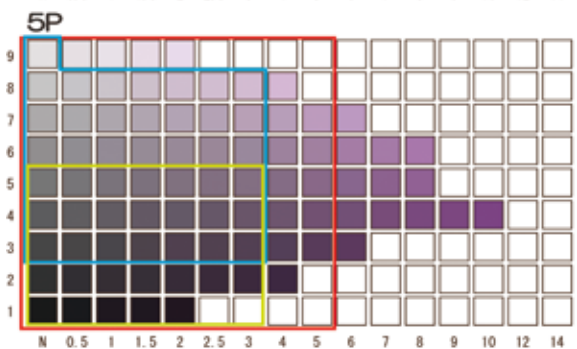
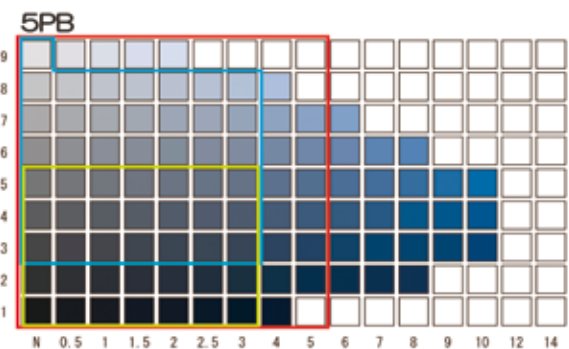
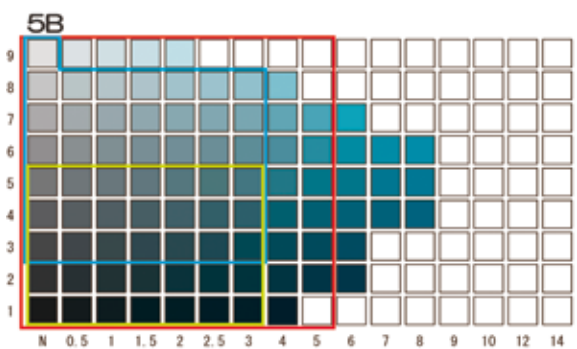
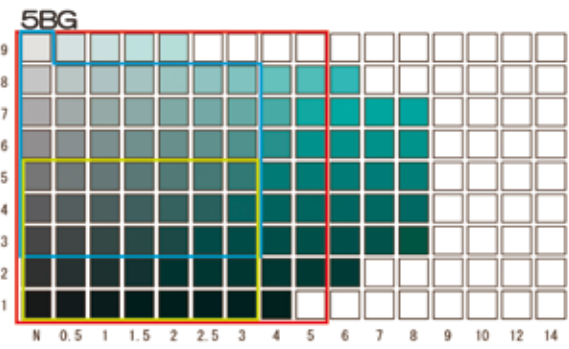
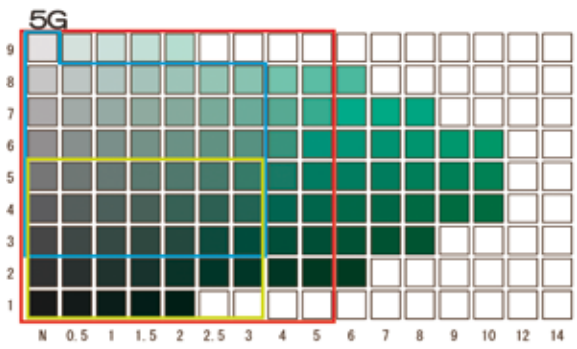
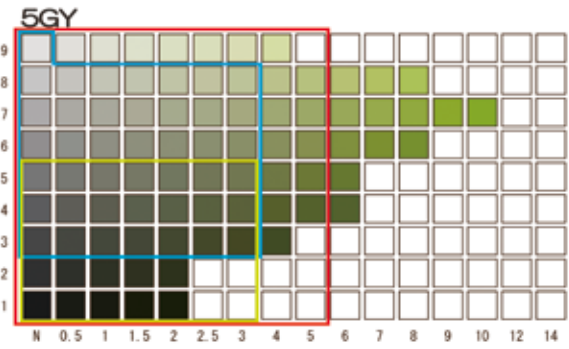
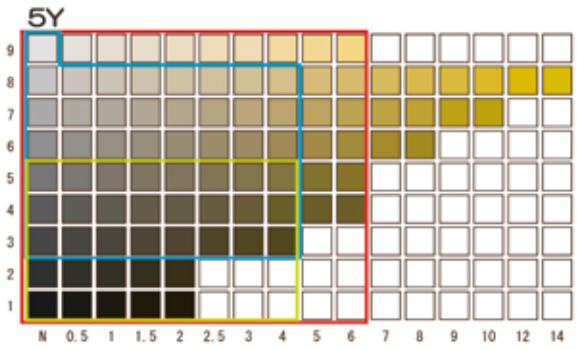
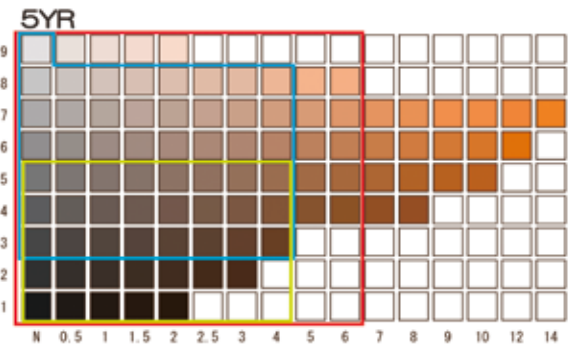
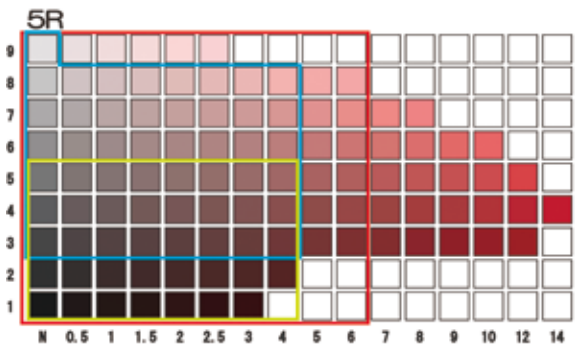
■山ゾーン、平野ゾーン

※印刷のため、実際のマンセル値とは多少色が異なります。



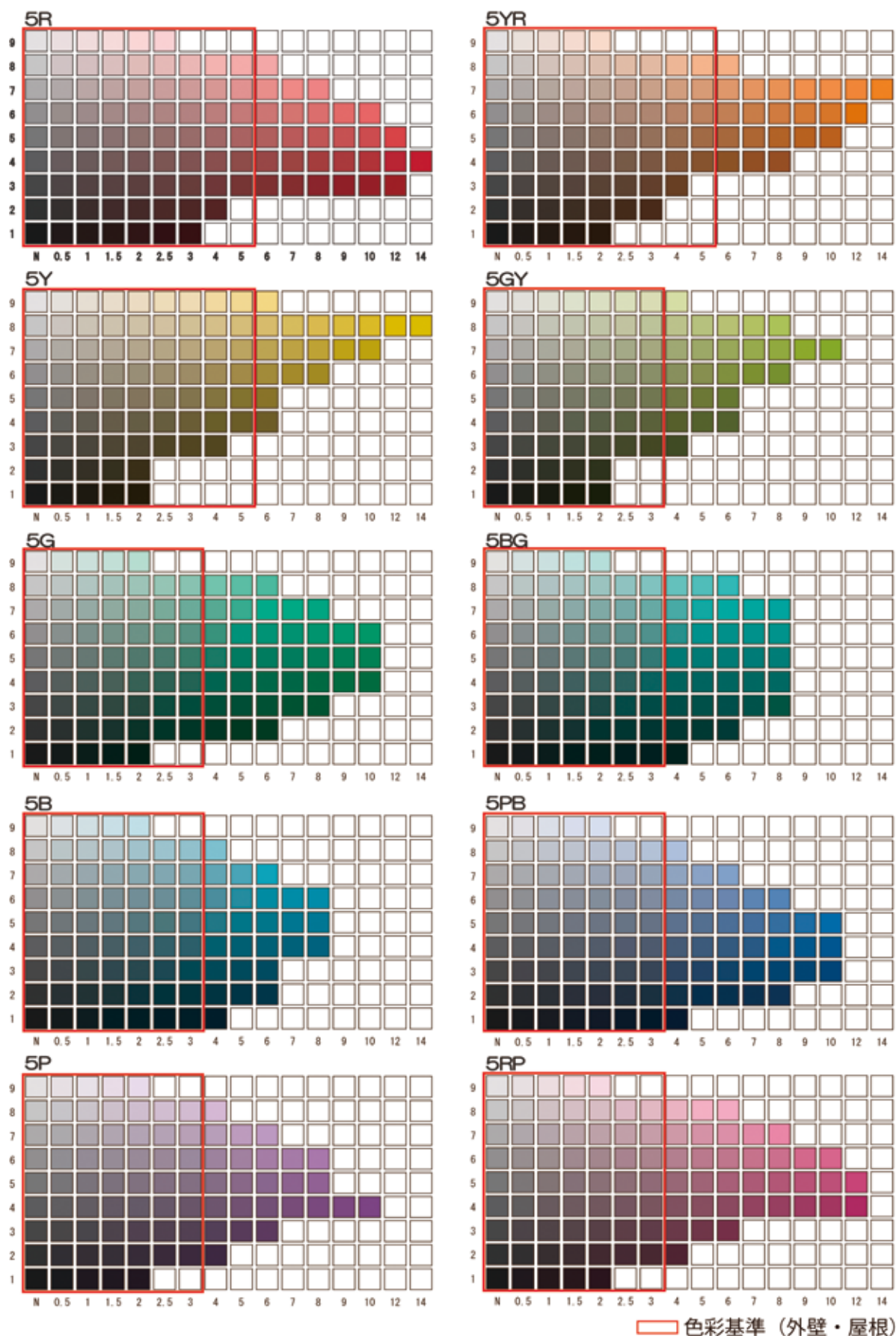
□ 必須基準（外壁・屋根） □ 推奨基準（外壁） □ 推奨基準（屋根）

■まちゾーン



必須基準（外壁・屋根） 推奨基準（外壁） 推奨基準（屋根）

■長崎街道・柳町景観形成地区、城内景観形成地区



2. 用語解説

あ行

石井樋	元和年間（1615-1623）に成富兵庫茂安 なりどみひょうごしげやす の指導により、嘉瀬川から佐賀市の中心部に向かって流れる多布施川に水を分けるために造られた取水施設のこと。取水は佐賀城下の生活用水と農業用水として使われた。公園内には、大井手堰、象の鼻、天狗の鼻、出鼻、石井樋、二ノ手堰などがあり、当時の石積みも数多く残っている。
美しい国づくり政策大綱	国土交通省が平成 15 年 7 月に、歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、景観の保全や水辺の再生に総合的に取り組む基本法制の制定など 15 の具体的な施策を盛り込んだ政策大綱。
オープンスペース	公園・広場・河川・山林・農地など、建物によって覆われていない土地で、道路等を除いた土地の総称。

か行

環境基本計画	佐賀市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した環境の保全等に関する基本的な計画。平成 20 年 3 月策定。
景観アドバイザー	より良い景観を形成するため、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う、建築、土木、造園、都市計画、色彩計画など様々な立場の専門家。
景観行政団体	景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議により、都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。 本市においては、平成17年6月18日に景観行政団体に移行した。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観計画には、①景観計画の区域、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、③景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。
景観計画区域	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、緩やかな規制・誘導が行われる。

景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。全面施行は平成17年6月。
国土の保全機能	雨水を一時的に貯え、雨水の急激な流出防止、下流での洪水や周辺での浸水を防止・軽減、地すべり、土砂崩れなどの発生を抑える機能であり、森林や水田等の持つ公益的機能のひとつ。

さ行

条里制	日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約109m間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。
水源かん養機能	森林の土壌層に、雨水を浸透、貯水し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能。国土保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止とともに、森林の持つ公益的機能のひとつ。
生物多様性	いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。

た行

中心市街地活性化基本計画	本市における、中心市街地を活性化していくための基本的な考え方や方針、具体的な施策をまとめた計画。中心市街地活性化の定義は街を多くの人が歩くこととし、また、活性化のエリアは中心商店街と、隣接する業務地域、住居地域まで含めた174haである。平成17年1月策定（平成21年3月時点修正）。
都市計画マスタープラン	佐賀市総合計画、佐賀都市計画区域マスタープラン（佐賀県決定）などの上位計画を踏まえ、市町村における都市の将来像や土地利用の基本方針あるいは都市施設（道路・公園・下水道など）の整備方針などを明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすもの。平成22年3月策定。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業のこと。

は行

文化的景観	人間と自然との相互作用によって生み出された景観のこと。 文化財保護法により「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義。
-------	--

ま行

みどりの基本計画	佐賀市みどりあふれるまちづくり条例に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。山や農地、公園・緑地、学校や住宅の庭のみどりなど、幅広く対象にした『みどり』に関する総合的な計画。平成19年3月策定。
みどり重点地区	市街地の良好な都市景観を創り出すために、佐賀市みどりあふれるまちづくり条例に基づき指定する地区。重点地区に係る緑化推進計画を定め、優先的かつ重点的に緑化の推進を図っていく。

ら行

歴史的風致維持向上計画	歴史的風致の維持及び向上を図るために、文部科学省（文化庁）・農林水産省・国土交通省の共管で制定された「歴史まちづくり法（正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）」に基づき、市町村が定める計画。計画が国の認定を得ることで、計画で定める重点区域内において、法に基づく様々な特別の措置、歴史的建造物の修理や景観上の改善等に対し国による支援が受けられる。
歴史的風致維持向上計画の重点区域	歴史的風致維持向上計画の中で定める区域。重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の区域、又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の区域であることが、重点区域を定める条件となっている。計画で定めた事業や様々な取り組みに対し国の支援を受けながら、歴史資産を活用したまちづくりを展開する区域が重点区域である。